

## 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の見直しを求める要請署名

2023年10月に事業者における消費税の経理方式の変更として適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。消費税における仕入税額控除の要件を現在の「請求書等の保存」から「適格請求書等の保存」とする見直しで、適格請求書等保存方式のもとでは免税事業者は適格請求書を発行することができません。課税事業者は免税事業者からの請求書では仕入税額控除をすることができなくなり、結果、課税事業者にとっては免税事業者との取引分だけ消費税納税額が増加することになります。

このため免税事業者は取引相手の課税事業者から「仕入税額控除できない分の値引き」「課税事業者(適格請求書発行事業者)への転換」「取引の終了」を求められることとなります。

適格請求書等保存方式導入によるこれらの影響は「免税事業者」と「免税事業者と取引する課税事業者」といういずれも小零細な事業者にのみ甚大な影響を及ぼします。他方、免税事業者との取引が無いような規模の大きな企業にこのような影響は発生しません。また、免税事業者の多くは個人事業主でかつ自身で現場に立ち経理もおこなっており、仮に課税事業者に転換しても新たな消費税の経理という負担に対応することは極めて難しく、小零細事業者は消費税の転嫁においても極めて弱い立場に置かれているのが現状です。

免税事業者は国内におよそ500万者存在し(財務省試算)、免税事業者と取引する小規模な課税事業者とともに地域の経済と雇用を支えています。適格請求書等保存方式の導入は課税事業者、免税事業者を問わず地域の小零細事業者をさらに苦しい状況に追い込み、影響は事業者本人のみならず従業員やその家族の生活にも及びます。

政府は適格請求書等保存方式の導入意義について、「軽減税率制度のもとで適正な課税を確保するため」としていますが、そのために、500万者の経営とその従業員や家族も含めた生活を危機に追いやる制度の導入はあまりにもバランスを欠きます。

適格請求書等保存方式について、免税事業者が取引からの排除や値引き、課税事業者への転換を強要されないような仕組みに見直していただくようお願いします。

### 記

一、適格請求書等保存方式について、免税事業者が取引から排除されたり、値引き強要等の影響を受けないような仕組みに見直してください。

氏名	住所

# 多くの団体が適格請求書等保存方式の見直しを求めています

## 日本商工会議所

〔平成31年度税制改正に関する意見〕より

### 適格請求書等保存方式（インボイス制度）は廃止を含め、慎重に検討すべき

2023年10月から導入予定の適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、飲食料品を取り扱う事業者のみならず、全ての事業者に対して、経理・納税方法の変更を強いるとともに、500万者を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがあるなど、影響は極めて広範囲にわたる。

既にインボイス制度を採用しているEUにおいて、インボイスに対応するためのコンプライアンスコストの重さが指摘されている一方で、わが国は、帳簿および請求書等保存方式により、所得課税と消費税の計算を一体的に行える仕組みが定着。

インボイス制度の導入については、軽減税率制度の導入後、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべき。

## 日本税理士会連合会

〔平成31年度税制改正に関する建議〕より

### 請求書等保存方式の維持

平成35年10月に導入予定の区分経理等のための適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス方式）への移行は、事業者及び税務官公署の事務に多大な影響を与えることから、行政手続コスト削減の方向性に逆行することのないように配慮又は見直しをする必要がある。この点については、例えば、請求書等に一定の記載事項を追加することにより、区分経理等は十分可能である。

## 中小企業家同友会全国協議会

〔2019年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言〕より

### 免税水準および簡易課税制度は現状維持のままで

事業者免税点は現在1,000万円であり、また簡易課税の適用水準は5,000万円とされている。この事業者免税点制度及び簡易課税制度は、消費税相当額を価格へ完全に転嫁できない中小企業・小規模企業の税負担や事務負担を考慮して設けられた制度であり、いわば中小企業・小規模企業のセーフティーネットとして存在する。

消費税率10%への引き上げに伴い「軽減税率」の導入が予定されている。この「軽減税率」の導入に当たり、これに対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）の導入も予定されている。この制度のもとで事業者は「適格請求書発行事業者」としての登録が要請される。この制度は適正な消費税転嫁を目的とするものといわれるが、同時に免税事業者の市場からの排斥、簡易課税制度の廃止にもつながりかねない。これまで政府は、「益税」を根拠にこれら制度を縮小してきた。免税水準の引下げ、簡易課税の適用水準の引下げはもとより、これら制度の廃止は、中小企業・小規模企業の負担を増大させ、とりわけ未だアベノミクスの効果を受けていない中小企業・小規模事業者においては、その効果をより遠ざける機能しか持ち合わせておらず、「強い経済」を取り戻すことに逆行する。中小企業・小規模企業を支援し「強い経済」を取り戻すため、そして新規企業の育成のためにも、適格請求書等保存方式導入はもとより、実質的な免税水準並びに簡易課税制度が、現状維持のまま機能する制度の構築を要望する。